

保護者 様

習志野市立大久保小学校
校長

令和3年度 天候悪化等の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対して御協力をいただき、ありがとうございます。さて、本校では、天候悪化等におきまして、市教育委員会の指導のもと、下記の通り、対応いたします。

記

1 前日までの対応について

- (1) 前日（休日が間に入る場合は休前日）午前9：00までに市教育委員会が校長（園）会と協議を行い、翌日（休日の翌日）の給食の有無について決定します。
- (2) 前日12：00（正午）までに市教育委員会が校長（園）会と協議を行い、翌日の対応について決定します。
- (3) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童・生徒を通して文書により連絡します。
 - ② **前日13:00以降** 緊急連絡メールを送信します。
- ※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

「**臨時休業**」または「**一部休業(登校時刻の変更)**」または「**通常通り**」及び「**給食の有無について**」

(当日)

《**小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合**》～放課後児童会の対応～**放課後児童会は当日の8:00 開室**に向けて準備を行います。

(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かるものとします。)

給食がない場合は、弁当持参となります。※登室する場合は必ず**保護者が付き添って下さい**。

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。
また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6:00の時点で**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合、また習志野市に**土砂災害警戒情報**が発表されている場合は**自宅待機とします。**
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、各学校で緊急連絡メールを送信します。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記します。
- (3) 午前10時の時点で、引き続き**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合は臨時休業とします。この場合、再度緊急連絡メールを送信します。

3 (当日の朝)登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(3)の場合は、**臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。**
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行って下さい。
- 保護者の判断により登校を見合わせても**遅刻・欠席となりません。**
- 気象情報（警報等）が発令されている状況において、万が一、児童が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校に滞留させます。下校させる際は、職員が必ず付き添い、児童の安全確保に努めます。

▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。

(習志野市は単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、**暴風警報**が発令されず、**大雨警報**、**洪水警報**だけが発令されている場合。
- (2) **急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報**が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

4 児童の在校時の下校について

- (1) 児童が在校しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、各校ごとに決定(下校を早める、または遅らせる等)して、緊急連絡メールを送ります。
- (2) 校外学習等から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全面が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとります。このことについても、緊急連絡メールを送ります。

5 その他

- (1) 給食の対応
臨時休業または、給食中止になった日の給食費は徴収いたしますので御了承ください。